

地域で民地の除雪活動を行う皆様へ

## 令和6年度 小型除雪機・安全用具購入補助制度のご案内

長岡市では、自力での除雪が困難な世帯を支援する共助組織の立ち上げ促進と除雪作業中の安全確保を図るため、小型除雪機と安全用具の購入補助を行っています。

- **対象団体** 長岡市内に所在する集落、町内会、自主防災会、集落・町内会を基盤とする共助組織（5人以上で構成のこと）、NPO法人等の営利を目的としない団体。
- **対象物品**
  - ・以下の（1）または（2）の物品の購入を補助します。
  - ・新品購入を対象とし、個人売買や配送料等諸経費は補助対象外です。
  - （1） **ハンドガイド式小型除雪機**  
馬力等は問いません。オプション購入は対象外です。
  - （2） **安全用具**
    - ① **安全はしご**
      - ・はしごからまっすぐ屋根に乗り移ることができるもの（最上段のステップから手がかり部の先端まで概ね50センチ以上あるもの）で、はしごの横滑りを防ぐ安全対策がとられているもの（安定器等）。
      - ・上記に加え安全対策のためのオプション購入や加工代も対象。
    - ② **安全用具**
      - ・安全帯、カラビナ、命綱、ヘルメット等。
      - ・命綱をつけて除雪作業を行う団体が対象です。
- **補助金額** ハンドガイド式小型除雪機または安全用具の購入に要する経費の3分の2の額（千円未満切捨て、上限10万円）
- **補助件数** 6団体（抽選）
- **申請締切** 令和6年6月30日（日曜日）必着（持参又は郵送必着）

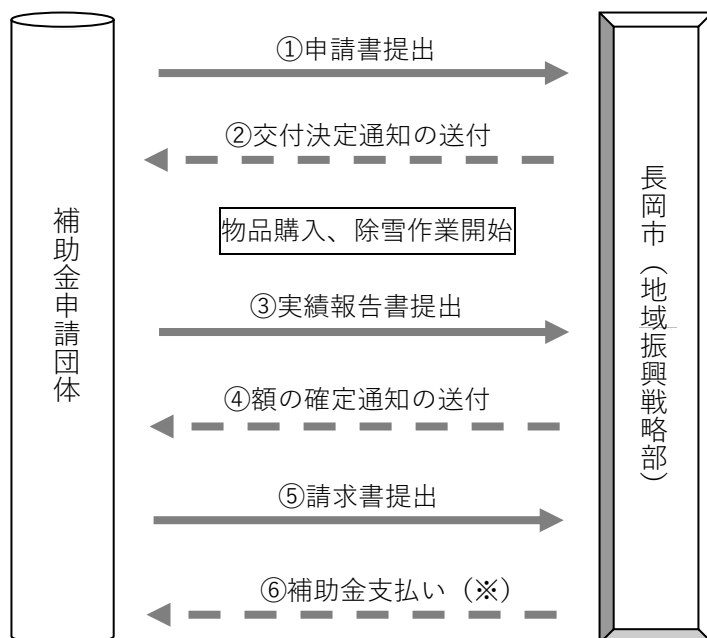
## ●補助要件

次の全ての要件を満たすこと。

- ・団体で除雪作業ルールを定め、除雪困難世帯への支援活動で使用する。
- ・除雪困難世帯の屋根雪下ろしとそれに付随する個人敷地内の除雪作業で使用する。
- ・既に同様の支援活動を行っている場合は、支援先を拡充するなど活動を強化すること。
- ・除雪作業は2人以上で行うこと。
- ・作業による事故等については、自己責任となるため、安全に十分注意し、作業を行うこと。(任意保険への加入を検討してください。)
- ・令和8年度まで毎年度、活動状況を市に報告すること。

## ●手続きの流れ

補助金は、物品を購入して除雪活動を行った後、額の確定後に支払います。



※団体の財政状況により概算払いが必要であると市が認めた場合は、物品購入後に支払いを行うことができます。

### 【問合わせ先・申請書提出先】

○本庁 〒940-0062 長岡市大手通 2-6 大手通庁舎 5 階 長岡市地域振興戦略部 Tel39-2515

○支所 各支所の地域振興・市民生活課（栃尾地域は地域振興課）

〔 中之島:61-2010 越路:92-5902 三島:42-2242 山古志:59-2328 小国:95-5905 〕  
〔 和島:74-3112 寺泊:75-3111 栃尾:52-5815 与板:72-3101 川口:89-3111 〕

申請書は、長岡市ホームページからダウンロードできます➡

